

税金

青梅税務署からのお知らせ



平成29年分の確定申告書の提出と納税の期間は次のとおりです。

所得税および復興特別所得税

期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※還付申告書は2月15日(木)以前でも提出できます。

贈与税

期間 2月1日(木)～3月15日(木)

個人事業者の消費税および地方消費税

期間 1月4日(木)～4月2日(月)

青梅税務署では、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書ならびに贈与税の申告書作成会場を開設します。

開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)

受付時間 午前8時30分～
(提出は午後5時まで)
(土日を除く)

相談時間 午前9時～午後5時

2月1日(木)～3月31日(土)までの間は、青梅税務署の駐車場は使用できません(障害者用車両は除く)。お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

※昨年の確定申告書を「市町村の相談会場」「税理士会の無料申告相談会場」やe-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出した方またはプリントアウトして

「書面」で提出した方は、確定申告書等の用紙は送付されません。

※国税の納付は、振替納税(贈与税を除く)や「e」をご利用いただくか、お近くの金融機関で必ず納期限(所得税および復興特別所得税・贈与税は3月15日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月2日(月)までに納付してください)。

日曜日の相談・受付

期日 2月18日(日)・25日(日)

場所 立川税務署(青梅税務署では執務を行っていません)

※大変混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。また、当日は国税の領収および納税証明書の発行は行いません。

確定申告出張相談

青梅税務署職員と税理士による出張相談で、所得税および復興特別所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告書などを作成して提出できます。ただし、譲渡所得、贈与税、内容が複雑な相談などは、税務署で相談ください。

期日 2月5日(月)・6日(火)

受付時間 午前9時30分～11時
午後1時～3時

※混雑具合により、早めに受け付けを締めることもありますのでご了承ください。

場所 役場3階第1・2会議室

持物 印鑑、申告書の作成に必要な書類および前年分の確定申告書の控えなど

また、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入され、税務署に提出する所得税などの確定申告書は、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証などの書類を併せて持参ください。

医療費控除の手続きが変わります

医療費の領収書の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費の領収書の提出は不要になりますが、自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには、領収書を提示または提出しなければなりません。

なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略することができます。この医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

また、「医療費の封筒」(医療費の明細書が印刷してある封筒)は、準備がありませんので、医療費控除の添付書類として領収書等を提出される場合には、必要に応じて封筒をご用意ください。

※平成29年分から平成31年分までの確定申告は、平成28年分までと同様に、医療費の領収書の添付または提示することもできます。

社会保障・税番号制度の導入

平成28年分の確定申告から、所得税および復興特別所得税・消費税および地方

消費税・贈与税の申告書は、税務署へ提出の都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要になりました。

国税庁ホームページの活用

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力すると、所得税・復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告や青色申告決算書など作成できます。作成した申告書などは、プリントアウトして「書面」で提出することができるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して提出することもできます。また、「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」や申告書の用紙などは、国税庁ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

※e-Tax利用の際は、マイナンバーカードの取得、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意ください!

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成および税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、法律で税理士、税理士法人等に限定されています。

税理士でないのに、税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業



務を依頼した場合、不測の損害を受けた
り、あとあとまで税務上のトラブルの原
因となるおそれもありますので、ご注意
ください。

問 青梅税務署 ☎0428(22)3185

介護保険と申告



介護保険の利用者負担額や保険料な
ど、所得税・住民税の申告の際に、所得
控除の対象となる場合があります。

障害者控除

次の要件すべてに該当し、一定の基準
を満たしている方へ「障害者控除対象者
認定書」を発行します(申請が必要です)。
○65歳以上の方
○要介護(1〜5)認定されている方
○障害者手帳を交付されていない方
○本認定を申請する方、もしくはその方
を扶養している方が課税されている

※住所地利例の方は申請受付窓口が保険
者(他区市町村)となる場合があります。
医療費控除
傷病により、おおむね6カ月以上寝た
きりであり、医師の治療を受けている方
のおむつ代は、医師による治療を受ける
ための直接必要な費用として、医療費控
除の対象となります。

申告には医師の発行した「おむつ使用
認定証」とおむつ代の領収証が必要です。
2年目以降で、介護認定されている方

は、主治医意見書の内容を確認し、町よ
り「主治医意見書の確認書」を発行しま
す(申請が必要です)。

介護サービスの利用者負担金は、医療
費控除の対象となる場合があります。

施設サービス

〔介護老人保健施設、介護療養型医療施設〕
・介護費、食費、居住費の自己負担額
〔介護老人福祉施設(特養)〕
・介護費、食費、居住費の自己負担額の
2分の1

居宅サービス



〔医療系サービス〕
・介護サービス費の自己負担額
〔福祉系サービス・地域密着型サービス〕
・ケアプランによる医療系サービスと併
せて利用する場合に限り、介護サービス
費の自己負担額が対象となります。

対象外のサービス

〔認知症対応型共同生活介護(グループ
ホーム)、特定施設入所者生活介護(有
料老人ホームなど)、福祉用具貸与、福
祉用具購入、住宅改修)〕
※発行された領収書に医療費控除対象額
の記載がないと対象になりません。
※高額介護サービス費などにより補てん
された分は差し引いて計算する必要があ
ります。

社会保険料控除

介護保険料は健康保険や年金と同様に
社会保険料控除の対象です。

特別徴収の方

日本年金機構などから送られる源泉徴
収票で確認してください。

普通徴収の方

税務課納税係(内線272)に直接お問い
合わせください。

※申告できる方は実際に保険料を納めた
方です。

問 いきいき健康課 介護保険係 内線 386

保険・年金

国民年金の相談窓口を開設します



社会保険労務士による、
国民年金に関する相談を
行います。相談時間はお一人30分以内
事前に電話予約が必要です。

「年金の書類が届いたけれど、何を書
いたらいいの?必要書類は?」「遺族年
金をもらって60歳になったけど、自
分の年金の手続きをしないといけない
の?」「障害年金の手続きは、どうすれ
ばよいの?」など、国民年金に関する
相談をお受けします。

日時 1月26日(金)

午前9時〜午後4時

(正午〜1時は除く)



場所 役場 1階市民談話室

持物 年金機構からの通知など

※次回相談窓口開設は3月を予定

申込 町民課保険年金係へ電話

問 町民課 保険年金係 内線 284

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金とは

国民年金は、年をとったとき、
病気や事故で障害が残ったとき、家族の
働き手が亡くなったときなどに、働いて
いる世代みんなで支える仕組みです。

国民年金は20歳以上60歳未満の方の加
入が義務付けられています。20歳になっ
たら、忘れずに国民年金の
加入手続きをしましょう!

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、
ご本人の所得が一定額以下の場合、国民
年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定
する大学、大学院、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校および各種学校
(就業年限1年以上である課程)、一部の
海外大学の日本分校に在学する方です。

納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人お
よび配偶者の所得が一定額以下の場合
に、納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未
満であった期間が対象になります。

※各制度申請が必要です。

問 青梅年金事務所 ☎0428(30)3410

